

標準倉庫寄託約款（乙）

（昭和34年12月14日 港倉第181号）
改正 令和八年国土交通省告示第三百五十一号

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 寄託の引受け及び受寄物の入庫（第九条―第十四条）

第三章 在庫証明書（第十五条）

第四章 受寄物の保管（第十六条―第二十三条）

第五章 受寄物の出庫（第二十四条―第二十八条）

第六章 引取りのない受寄物の処置（第二十九条―第三十二条）

第七章 受寄物の損害保険（第三十三条―第三十七条）

第八章 受寄物の損害賠償（第三十八条―第四十八条）

第九章 保管料、荷役料、手数料等（第四十九条―第五十二条）

特約条項（第一条―第十条）

第一章 総則

（本約款の適用）

第一条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

第二条 当会社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する。

2 前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。

（庫入、庫出その他の作業）

第三条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当会社が行う。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

（附帯業務等）

第四条 当会社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当会社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。

2 当会社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。

（書面による意思表示）

第五条 当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当会社で定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。

（通知、催告）

第六条 寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

2 当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができるとき又はその所在を知ることができるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条に定める方法により行なうことができる。

（動産譲渡登記の通知）

第七条 寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当会社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当会社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。

2 前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。

（業務上受領する金銭の利息）

第八条 当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第二章 寄託の引受け及び受寄物の入庫

（寄託引受けの制限）

第九条 当会社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。

（1）当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。

（2）当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他の保管に適しない貨物と認められるとき。

（3）当該貨物の保管に適する設備（自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。）がないとき。

（4）当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。

（5）当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

（6）寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。

（7）当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。

（8）その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第十条 寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）を提出しなければならない。

（1）貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造りの種類並びに記号・規格

（2）危険物（少量危険物を含む。）であるときは、その旨

（3）寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号

（4）保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

（5）貨物の寄託申込み当時の価額

（6）貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

（7）その他必要な事項

2 前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。

3 当会社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

4 当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（寄託価額）

第十一条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申

2 寄託者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当会社へ支払わなければならない。

(1) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(2) 私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他の法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。

(3) 自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき。

(4) 支払停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。

(6) 合併によらないで解散したとき。

(7) 本約款の規定に著しく違反したとき（本約款の規定に違反し、当会社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。）。

(8) 寄託物を全量出庫しようとするとき。

(延滞金)

第五十条 寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

(料金の変更)

第五十一条 当会社は、料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

(滅失受寄物の料金の負担)

第五十二条 当会社は受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

特約条項

当会社は、保税蔵置場に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

(寄託に関する提出書類)

第一条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

(入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等)

第二条 寄託者は、次の各号に掲げる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

(1) 保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき。

(2) 外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入れ又は保存に必要な行為をするとき。

(3) 外国貨物を保税蔵置場から出庫するとき。

(4) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱いを要するとき。

2 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

3 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱いについて必要な手続は、寄託者において行なうものとする。

(保管期間)

第三条 当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者からの保税蔵置期間の延長請求に対しては、これを拒絶することができる。

(輸入手続完了後の受寄物)

第四条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

2 当会社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。

3 当会社は、第一項により引取りがなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

(収容貨物の料金)

第五条 寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

(収容貨物の公売等)

第六条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

2 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。

(収容解除手続)

第七条 寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。

(関税の提供)

第八条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

(延滞金)

第九条 寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。

(免責事項)

第十条 当会社は、次の損害については、責任を負わない。

(1) 税関が行う検査、収容その他の措置により受寄物に関し生じた損害

(2) 税関の収容後、公売その他諸手続により寄託者の受けることのある損害

標準トランクルームサービス約款
改正 令和6年7月31日 国土交通省第1044号
倉庫業法（昭和31年法律第121号）第8条第3項の規定に基づき、標準倉庫寄託約款（トランクルームサービスに係るものに限る。）を次のように定め、昭和61年8月1日から適用する。

目次
第1章 総則（第1条－第6条）
第2章 契約の締結等（第7条－第11条）
第3章 寄託物の引渡し（第12条－第14条）
第4章 寄託物の保管（第15条－第21条）
第5章 寄託物の返還（第22条・第23条）
第6章 引取のない寄託物の処置（第24条・第25条）
第7章 寄託物の損害保険（第26条－第28条）
第8章 賠償責任（第29条－第38条）
第9章 料金の支払等（第39条－第42条）

第1章 総則
（適用範囲）
第1条 この約款は、別表に掲げる物品（以下「特定物品」といいます。）の寄託であって、その保管がトランクルームサービス（特定物品の保管を恒常的に行う事業をいいます。）として行われるものに適用されます。
2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
3 当社は、前2項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。
（営業日時）
第2条 当社は、営業日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
2 前項の営業日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
（庫入れ、庫出しその他の作業）
第3条 寄託を受けた特定物品（以下「寄託物」といいます。）の庫入れ、庫出しその他の作業は、当社が行います。
（書面による意思表示）
第4条 当社は、寄託者が当社に対し通知、指図その他の意思表示を行う場合は、書面により行うことを要求することができます。
（通知、催告）
第5条 当社が寄託申込書に記載された寄託者の住所（第10条第1項の通知があった場合は、当該通知のあった住所）にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
（業務上受領する金銭の利息）
第6条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付しません。

第2章 契約の締結等
（寄託引受けの拒絶）
第7条 当社は、次の理由がある場合は、寄託の引受けを拒絶することができます。
（1）寄託の申込みがこの約款によらないものであるとき。
（2）特定物品が危険品、変質又は損傷しやすい物品、荷造りの不完全な物品その他保管に適さない物品と認められるとき。
（3）次条2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
（4）特定物品の保管に必要な施設がないとき。
（5）特定物品の保管に関し特別の負担を求められたとき。
（6）特定物品の保管が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
（7）その他やむを得ない事由があるとき。
（寄託価額）
第8条 寄託物の寄託価額は、寄託物の寄託の申込み時における価額とします。
2 前項の規定にかかわらず、寄託者は、寄託の申込み時において、当社と協議の上、相当と認められる価額を寄託価額とすることができます。
（寄託申込書）

第9条 寄託者は、特定物品の寄託に際し、当該特定物品に関して次の事項を記載した寄託申込書を、記名押印の上、当社に提出しなければなりません。
（1）寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号
（2）品名及び数量
（3）荷造りされているときは、その荷造りの種類及び種類ごとの数量
（4）寄託価額
（5）保管方法を定めたときは、その方法
（6）保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その保管又は荷役上の注意事項
（7）引渡しを行う日
（8）第26条第1項の火災保険に付すことを不要とするときは、その旨
（9）その他保管又は荷役に関し必要な事項
2 当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため、又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、賠償の責任を負いません。
（寄託申込書の記載事項の変更等）
第10条 寄託者は、前条第1項第1号に掲げる事項若しくは寄託申込書に押印した印鑑（以下単に「印鑑」といいます。）を変更した場合又は印鑑を失った場合は、遅滞なく当社に対し通知しなければなりません。
2 寄託者は、前条第1項第2号から第9号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ当社に対しその変更を申し出なければなりません。
（契約の解除）
第11条 当社は、次の事由がある場合は、契約を解除することができます。
（1）第7条第2号から第6号までの各号の一に該当することが明らかになったとき。
（2）寄託者が約定のとおり寄託物の引渡しを行わないとき。
（3）寄託者が次条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。
（4）第13条の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
2 当社は、営業を廃止し、又は休止しようとする場合は、契約を解除することができます。この場合にあつては、解除日の3月以前にその旨を予告するものとします。
3 当社は、寄託者の申し出により寄託物について倉庫証券を発行使用とする場合は、契約を解除します。

4 寄託者が当社に寄託物を引き渡した後、当社が第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合は、寄託者は、遅滞なく、保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金を支払い、寄託物を引き取らなければなりません。
5 当社は、第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。
6 当社は、第2項の規定により契約を解除した場合であつて、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

第3章 寄託物の引渡し
（引渡し時における寄託物の内容の検査）
第12条 当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託申込書に記載された寄託物の品名、数量又は保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。
2 当社は、寄託者の同意を求めるとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。
3 当社は、第1項の規定により検査を行った場合で寄託者の立会いがなかつたとき又は前項の規定により検査を行った場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨及び検査の結果を通知します。
4 当社は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるいときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。
5 寄託者は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。
（引渡し時における寄託価額の変更）
第13条 当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託価額が不相当であると認めた場合は、寄託者との協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。
（受取証の交付）
第14条 当社は、寄託物の引渡しを受けた場合は、寄託者にその受取りを証する書面（以下「受取証」といいます。）を交付します。
2 受取証には、当社の名称、住所及び電話番号並びに第9条第1項各号の事項を記載します。
3 寄託者は、受取証を失った場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
4 受取証は、譲渡し、又は担保に供することができます。

第4章 寄託物の保管
（保管方法）
第15条 当社は、寄託物をその引渡しを受けた時の荷姿のまま当社が定めて明示した方法により保管します。
（再寄託）
第16条 当社は、寄託物の保管に必要な施設がないことその他やむを得ない事由がある場合は、寄託者の同意を得て、当社の費用において、他の倉庫業者に寄託物を再寄託することができます。ただし、同意を求めるとまがない場合は、寄託者の同意を得ないで再寄託することができます。
2 前項ただし書の規定により他の倉庫業者に再寄託した場合は、当社は、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

（保管期間）
第17条 寄託物の保管期間（第11条第1項から第3項までの規定により契約を解除する場合を除き、当社が寄託者に対し解約を申し入れることができない期間をいいます。以下同じ。）は、寄託者が寄託物を引き渡す日として約した日から起算して3か月とします。
2 寄託物の保管期間は、寄託者から解約の申入れがない限り自動的に更新されます。更新後の保管期間は、3か月とします。
3 当社は、次の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、保管期間の更新を拒絶できます。この場合において、当社は、保管期間の満了日の1週間以前にその旨を予告するものとします。
（1）保管料、荷役料その他の費用、立替金又は延滞金が、当社が定めて通知した日までに支払われないとき。
（2）次条第2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
（3）寄託者が第19条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。
（4）その他寄託者がこの約款に反したとき。
4 前項の事由が前項の予告の後保管期間の満了日までの間になくなった場合は、保管期間は更新されます。
5 当社が第3項の規定により更新を拒絶した場合は、保管期間の満了と同時に、当社が寄託者に対し解約を申し入れたものとみなします。
6 寄託者は、第3項の規定により更新を拒絶された場合は、遅滞なく、保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金を支払い、当該寄託物を引き取らなければなりません。
7 当社は、第3項の規定により更新を拒絶した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。
（保管中の寄託価額の変更）
第18条 寄託者は、寄託物の価額に著しい変動があつた場合は、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければなりません。
2 当社は、寄託物の寄託価額が不相当と認められるに至つた場合は、寄託者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。
（保管中の寄託物の内容の検査）
第19条 当社は、その保管期間中、寄託申込書に記載された寄託物の品名、数量又は保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。
2 当社は、寄託者の同意を求めるとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。
3 当社は、第1項の規定により検査を行った場合で寄託者の立会いがなかつたとき又は前項の規定により検査を行った場合は、寄託者に対し、遅滞

なくその旨及び検査の結果を通知します。
4 当社は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるいときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。
5 寄託者は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。
（寄託物の出し入れ、点検等）
第20条 寄託者は、当社の立会いのもとに、寄託物の出し入れ、点検又は保存に必要な処置を行うことができます。この場合において、寄託者は、受取証及び印鑑を当社に提出しなければなりません。
2 当社は、寄託者が寄託物の出し入れを行った場合は、当該出し入れによる寄託物の品名、数量及び寄託価額の変更について寄託者に申告を求めることができます。
3 当社は、寄託者が行った寄託物の出し入れ、点検又は保存に必要な処置により、寄託物又はその梱包若しくは収納器がき損した場合は、その旨を受取証に記載します。
4 当社は、やむを得ない場合は、寄託者が寄託物の出し入れ、点検又は保存の処置を行う日時を指定することができます。
（保管不適寄託物の処置）
第21条 当社は、次の事由がある場合は、寄託者に対して、相当の期間を定めて必要な処置を行うように催告することができます。
（1）寄託物が変質、き損等により保管に適さなくなつたと認められるとき。
（2）寄託物が倉庫又は他の寄託物に損害を与えるおそれがあると認められるとき。
2 寄託者は、前項の催告を受けた場合は、遅滞なく必要な処置を行わなければなりません。
3 寄託者が当社の定めた期間内に前項の催告に応じない場合又は当社が催告をするいとまがない場合は、当社は、寄託物の廃棄その他の必要な処置を行うことができます。
4 前2項の処置に要した費用は、寄託者の責に帰すべき事由に基づく場合は、寄託者の負担とします。
5 第3項の処置を行った場合は、当社は、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

第5章 寄託物の返還
（返還手続）
第22条 寄託者は、寄託物の返還を受けようとする場合は、受取証に氏名その他必要事項を記入し、印鑑を押印した上で、これを当社に提出しなければなりません。
（返還の拒絶）
第23条 当社は、保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けるまでは返還の請求に応じないことができます。
2 寄託者は、前項の規定による留置の期間中は、保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。
3 当社は、第1項の規定により返還の請求に応じない場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

第6章 引取りのない寄託物の処置
（引取りの請求）
第24条 当社は、第11条第4項又は第17条第6項の規定による寄託物の引取りが行われない場合は、寄託者に対し、当社が指定する日までに寄託物を引き取ることを請求することができます。
2 前項の請求を書面により行う場合は、当社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができます。
3 当社は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、寄託物に生じた損害については、賠償の責任を負いません。
（寄託物の処分）
第25条 当社は、寄託者が寄託物を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は当社の過失なくして寄託者を確知することができない場合であつて、寄託者に対して期限を定めて寄託物の引取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後は、寄託者に対し予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。ただし、寄託物が腐敗又は変質するおそれがあるものである場合は、寄託者に対し予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。
2 当社は、前項の規定により処分した場合は、寄託者に対し遅滞なくその旨を通知します。
3 当社は、第1項の規定により売却した場合は、その代価から保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金並びに売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを寄託者に返還し、不足があるときは寄託者に対しその支払を請求します。

第7章 寄託物の損害保険
（保険の付保）
第26条 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために寄託物を当社が適当とする保険者の次に掲げる損害をすべてん補する火災保険に付します。ただし、他の倉庫業者に再寄託した寄託物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者に当社が付補した場合と同様の火災保険に付するものとします。
（1）火災による損害
（2）落雷による損害
（3）破裂又は爆発による損害
（4）給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水又は溢水による損害
（5）当社又はその使用人の作業上の過失による事故によって生じたき損の損害
（6）ねずみ喰いの損害
（7）盗難によって生じた盗取、き損又は汚損の損害
2 当社が前項の規定により寄託物について締結する火災保険契約の保険金額は、寄託物の寄託価額とします。
3 寄託物の火災保険に関する事項は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
（損害てん補額の決定）
第27条 寄託者は、寄託物がり災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額につい

て当社の承認を得なければなりません。
2 前項の決定をするに当たつて、寄託者と保険者との間で協議が整わない場合は、当社は、保険者と協議の上決定することができます。
（火災保険の支払手続）
第28条 寄託者は、当社を経由して火災保険金の支払を受けなければなりません。

第8章 賠償責任
（責任の始期及び終期）
第29条 当社の寄託物に関する責任は、当社が寄託者から寄託物の引渡しを受けた時に始まり、寄託者が当社から寄託物を引き取った時に終わります。
（当社の賠償責任と挙証）
第30条 当社は、当社又はその使用人が寄託物の保管又は荷役に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、寄託物の滅失又はき損により生じた損害について賠償の責任を負います。
（再寄託物に対する責任）
第31条 当社は、第16条の規定により他の倉庫業者に寄託物を再寄託した場合においても、この約款に基づき、当該寄託物について当社が自ら保管した場合と同様の責任を負います。
（免責事由）
第32条 当社は、次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。
（1）寄託物の性質、欠陥若しくは自然の消耗又は荷造りの不完全
（2）虫害
（3）戦争、事変、暴動、強盗又は同盟罷業若しくは同盟罷業
（4）地震、津波、高潮、大水又は暴風雨
（5）徴発又は防疫
（6）全各号に掲げるものの他抗拒若しくは回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為
2 当社は、前項の損害であっても、特別の設備を有することその他の事由により賠償の責任を負うことを約した場合は、その責任を負うものとします。
（賠償額）
第33条 当社は、寄託物の滅失又はき損により生じた損害を賠償します。
2 前項の損害の額が寄託価額を超える場合は、損害の額は、寄託価額であるものとみなします。
（責任の特別消滅事由）
第34条 寄託物の一部滅失又はき損による損害について

の当社の責任は、寄託物を引き取った日から1週間以内に寄託者から当社に対し当該寄託物に一部滅失又はき損があった旨の通知が発せられない限り消滅します。
2 前項の規定は、当社が、寄託物の返還に際して当該寄託物に一部滅失又はき損が生じていることを知っていた場合は、適用しません。
（時効）
第35条 寄託物の一部滅失又はき損による損害についての当社の責任は、寄託者は当社より寄託物を引き取った日から1年を経過したときは、時効により消滅します。ただし、当社がその損害を知っていた場合は、この期間は5年とします。
2 寄託物の全部滅失による損害についての当社の責任は、当社が寄託者に対して滅失があった旨の通知をした日から5年を経過したときは、時効により消滅します。
（寄託者の賠償責任）
第36条 寄託者は、寄託物の性質又は欠陥により当社に与えた損害については、賠償の責任を負わなければなりません。ただし、寄託者が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつた場合又は当社がこれを知っていた場合は、この限りではありません。
（引渡し遅延による保管料相当額の支払）
第37条 寄託者は、寄託物を引き渡す日として約した日に引き渡さなかつた場合は、その日から引渡しを行った日の前日まで又は契約を解除した日までの当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。
（引取り遅延による保管料相当額の支払）
第38条 寄託者は、第11条第4項又は第17条第6項に規定する寄託物の引取りが行われない場合は、当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

第9章 料金の支払等
（料金の支払）
第39条 寄託者は、当社が国土交通大臣に届け出た保管料及び荷役料並びにその他の料金を、当社が定めて通知した日までに支払わなければなりません。
（延滞金）
第40条 寄託者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払のあった日まで年利6パーセントの割合で延滞金を支払わなければなりません。
（料金の変更）
第41条 当社は、国土交通大臣に届け出た保管料を変更した場合は、変更された日の属する期から、新料金により請求します。
（滅失寄託物の料金の負担）
第42条 当社は、寄託物が滅失した場合は、滅失した日までの料金を寄託者に請求することができます。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合は、当該保管期間に係る保管料については、この限りではありません。

附 則
（施行期日）
1 この告示は、平成13年1月6日から施行する。
（施行期日）
1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
別表（第1条第1項関係）
次に掲げる物品であつて、商品として販売されないもの。
（1）たんす、書棚、ベッド、じゅうたん、台所用品、食器その他の家具類
（2）冷暖房機器、音響機器、2輪車その他の家庭用機器類
（3）ピアノ、運動具、玩具その他の楽器・娯楽用品類
（4）和服、洋服、身の回り品その他の衣服類
（5）毛皮コート、毛皮入り巻きその他の毛皮製品
（6）絵画、彫刻、書跡、陶磁器、漆工品、骨とう品その他の美術工芸品・収集品
（7）貴金属製装身具、宝石、真珠その他の貴重品
（8）複写機、タイプライタ、コンピュータ、キャビネット、金庫その他の事務用機器類
（9）事務文書、帳簿、図面その他の文書・書籍類
（10）磁気テープ、磁気ディスク、フィルム、レコードその他の記録媒体類
（11）その他前各号に掲げる物品に準するもの。